ACSES ニュースレター_２４４０号（2023 年 1 月 16 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（29 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇茨城・つくばの物質・材料研究機構で火災　研究室全焼〈新聞報道〉
◇京大動物実験施設で火災　分電盤１基焼損　けが人なし〈Web 報道〉
◇山口大工学部でぼや　共通テスト、午後の試験開始 30 分遅れ〈新聞報道〉
◇令和 3 年度農薬の使用に伴う事故及び被害の発生状況について〈農林水産省〉
◇その他の事故、事件
・消費者安全法の重大事故等に係る公表について〈消費者庁〉
・消費者安全法の重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データバンクの登録について〈消費者庁〉
・消費生活用製品の重大製品事故:マットレスで負傷事故等〈消費者庁〉
・白河市の食品工場で火災　（福島）〈放送報道〉
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・自宅で火災…　迅速な避難とは？独自検証「煙の恐怖」〈放送報道〉
□大災害、原発事故対策
[鉱害防止対策]
・中央鉱山保安協議会 金属鉱業等鉱害防止部会 報告書（特定施設に係る鉱害防止事業の実施に関する基本方針に係る答申（案））〈経済産業省〉
[東日本大震災]
・津波で流された干潟の生き物、7年後ほぼ元通り　研究者も驚く回復力〈新聞報道〉
[大震災対策]
・南海トラフ地震　発生確率は20年以内に「60％程度」に引き上げ　地震調査委の最新試算〈放送報道〉
[福島原発事故]
・処理水の海洋放出「今年春から夏ごろ」　政府が確認、福島第一原発〈新聞報道〉
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
◇マスコミ報道
[対策・予防]
◇省庁発表
◇マスコミ報道
[3] 環境関連法改正情報
◇環境関連法改正情報（2022 年 11 月分）を更新しました〈産業環境管理協会〉
[4] 石綿障害予防規則の解説について〈厚生労働省〉
[5] GHS 分類
◇令和 2,3 年度、平成 23,24 年度の政府による GHS 分類結果を一部修正しました。〈製品評価技術基盤機構〉
◇（NITE-Gmiccs）EU：CLP 調和分類の更新について〈製品評価技術基盤機構〉
[6] 労働安全衛生規則第 577 条の２第３項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるものの適用について〈厚生労働省〉
[7] 保護具着用管理責任者に対する教育の実施について〈厚生労働省〉
[8] 健康安全
◇[職場のあんぜんサイト]「強い変異原性が認められた化学物質」を更新しました。〈厚生労働省〉
[9] 医薬品

木立花酢漿草（キダチハナカタバミ、オキザリス）

◇物品の消毒・殺菌を目的とする消毒剤たる医薬部外品の製造販売承認申請に係る手続きに関する質疑応答集（Q&A）について（その１）〈厚生労働省〉
◇食薬区分における成分本質（原材料）の取扱いの例示の一部改正について〈厚生労働省〉
◇「医薬部外品の添加物リストについて」の一部改正等について〈厚生労働省〉
◇解熱鎮痛剤や風邪薬「品不足は深刻」、後発薬メーカーの不祥事と第８波のダブルパンチ〈新聞報道〉
［10］農薬
◇登録・失効農薬情報を更新しました。〈農林水産消費安全技術センター〉
◇農薬登録情報ダウンロードを更新しました。〈農林水産消費安全技術センター〉
［11］香料
◇類又は誘導体として指定されている 18 項目の香料に関するリストについて〈厚生労働省〉
［12］染毛剤
◇「染毛剤添加物リストについて」の一部改正等について〈厚生労働省〉
［13］食品安全衛生関係
◇令和３年度食品からのダイオキシン類一日摂取量調査等の調査結果について〈厚生労働省〉
◇「食品衛生法施行規則の一部を改正する省令、食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件及び食品衛生法第 13 条第３項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質の一部を改正する件について」の一部訂正について〈厚生労働省〉
◇食品安全関係情報を更新しました〈内閣府食品安全委員会〉
◇食品安全情報（化学物質） No.26 (2022)を掲載しました。〈国立医薬品食品衛生研究所〉
◇食品安全情報（化学物質） No.1 (2023)を掲載しました。〈国立医薬品食品衛生研究所〉
［14］廃棄物関係
◇繊維製品における資源循環システムの検討を開始します〈経済産業省〉
◇「燃やすごみ」から「燃やすしかないごみ」に変更　４月から分別方法も、京都・亀岡市〈新聞報道〉
［15］環境安全関係
◇産業系廃プラスチックの環境負荷評価（LCA）を公表〈日本化学工業協会〉
◇（仮称）浜松市沖洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見の提出について〈環境省〉
◇2023 年度に実施予定の洋上風力発電に関するセントラル方式による調査対象区域を選定しました〈経済産業省〉
［16］調査、公募、意見募集等
［公募、意見募集等］　５件　　［公募結果、意見募集結果］　９件　　［統計資料］　１件
［17］その他省庁発表　　１件
［18］関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
［開催案内］　７件　　［開催記録、報告、資料等］　３件
［19］その他
◇インフルエンザ、感染症関係：６件　　◇新化学物質、化学物質新利用技術等：１件

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇茨城・つくばの物質・材料研究機構で火災　研究室全焼

＜茨城新聞　2023 年 1 月 14 日＞　https://ibarakinews.jp/news/newsdetail.php?f_jun=16736581070504

13 日午後 10 時半ごろ、茨城県つくば市千現 1 丁目の物質・材料研究機構の研究本館標準実験棟で、研究室から出火、鉄筋コンクリート 8 階建て研究施設 6 階の 1 室約 44 平方メートルを全焼した。県警つくば署で出火原因を調べている。

同署によると、同 10 時 10 分ごろ、同研究施設の火災報知器が鳴り、中央管理室の警備員男性(38)が駆け付け、研究室内に煙が充満しているのを発見。別の警備員男性(33)が 119 番通報した。同 8 時ごろには全員が施設を退出し、室内は当時無人だった。薬品が入った冷蔵庫付近が激しく焼けていたという。

◇京大動物実験施設で火災　分電盤１基焼損　けが人なし

＜産経ニュース　2023 年 1 月 12 日＞

https://www.sankei.com/article/20230112-OFRH22M26ZMOPGRWGOLAKROPTY/

１２日午前７時１５分ごろ、京都市左京区吉田橘町の京都大医学部で、「動物実験施設で煙が充満している」と警備員から１１９番があった。京都市消防局によると、鉄筋コンクリート造り（地上４階地下２階建て）の動物実験施設４階の配管スペースにある分電盤１基を焼いた。施設には関係者６人がいたが、避難してけがはなかった。施設２階にある動物実験用の放射能設備に影響はなく、放射線漏れなどは確認されなかった。

現場には消防車など計２５台が出動し、一時騒然とした。

◇山口大工学部でぼや　共通テスト、午後の試験開始 30 分遅れ

＜中国新聞　2023 年 1 月 14 日＞　https://www.chugoku-np.co.jp/articles/-/259543

大学入学共通テストの試験会場となった山口大工学部（宇部市）で 14 日午後 0 時半ごろ、火災報知機が約 30 分間鳴り、午後の試験開始を 30 分遅らせた。試験会場と別棟にある研究室で起きたぼやが原因という。出火当時は昼休みだったが、受験生約 550 人に影響が出た。

同大によると、研究室内の実験機器など約 1 平方メートルを焼いた。当時、室内ではメタン発酵に関わる装置を保温していたが、担当教員は室外にいて報知器の鳴動で初めて異常に気付いた。キャンパス内の建物すべての火災報知機が約 30 分間、断続的に鳴ったという。入試課の福田孝課長は「受験生に申し訳ない。再発防止を徹底したい」と話した。

◇令和 3 年度農薬の使用に伴う事故及び被害の発生状況について

＜農林水産省　2023 年 1 月 13 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/nouyaku/230113.html

農林水産省は、農薬の安全かつ適正な使用を推進し、農薬の使用に伴う事故及び被害を防止するため、それらの発生状況について調査を実施しています。この度、令和 3 年度の結果を取りまとめましたのでお知らせします。

1. 調査の目的

農林水産省は、農薬の使用に伴う事故及び被害の発生状況を把握し、より効果的な再発防止策の指導を通じて事故及び被害を防止することを目的として、厚生労働省と連携して、農薬の使用に伴う事故及び被害の実態を把握するための調査を毎年度実施しています。

今回の調査では、令和 3 年 4 月から令和 4 年 3 月までに発生した農薬による人に対する中毒事故、農作物・家畜等の被害を対象とし、全都道府県に情報提供を依頼し、とりまとめました。

2. 調査結果

令和 3 年度の調査の結果、農薬の使用に伴う人に対する事故は 19 件でした。また、農作物や魚類の被害は 13 件でした。

表：令和 3 年度の農薬の使用に伴う事故及び被害の主な発生状況

事故等の対象	件数	主な原因

人	19 件	・農薬を適切に保管管理しておらず、飲料と間違えて誤飲した（6 件） ・土壌くん蒸剤（クロルピクリン剤）を使用した時に、被覆をしなかった又は何らかの理由で漏洩した（3 件） ・農薬の調製又は散布時にマスクやメガネなどの防護装備が不十分だった（2 件）
農作物	8 件	・農薬の飛散防止対策が不十分だった
魚類	5 件	・農薬を水路や河川に流出させた ・因果関係は明確ではないが、農薬の成分が河川水又は斃死魚（へいしぎょ）から検出された

3. 今後の対応

これらの事故及び被害を防止するためには、以下の取組を適正に行うことが重要です。

・農薬やその希釈液、残渣等をペットボトル、ガラス瓶等の飲料品の空容器等に移し替えない
・農薬を施錠された場所に保管する
・土壌くん蒸剤を使用した際は、適正な材質や厚さの資材を用いて被覆を完全に行う
・農薬の調製又は散布を行うときは、農薬用マスク、保護メガネ等の防護装備を適切に着用する
・農薬が飛散しないよう風向等に注意し、強風時の散布は控える
・飛散が少ないと考えられる剤型を選択したり、飛散低減ノズルを使用したりするなど、飛散防止対策を十分に行う
・廃棄物処理業者に依頼するなど、使用残農薬や不要になった農薬を適正に処理する

農林水産省は、農薬の安全かつ適正な使用を一層推進するため、都道府県に今回の調査結果を送付するとともに、事故及び被害を防止するための指導を徹底するよう依頼しました。今後も、「農薬危害防止運動」等の機会を活用し、農薬の使用に伴う事故及び被害の防止に向けて、引き続き農薬の適正使用の推進に取り組んでまいります。また、本調査は、令和 4 年度分以降も引き続き実施いたします。

4. 公表資料

「令和 3 年度農薬の使用に伴う事故及び被害の発生状況」及び過去の調査結果については、当省ホームページから御覧になれます。

URL：https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_tekisei/accident.html

＜添付資料＞

・（別紙）農薬の使用に伴う事故及び被害の発生状況（平成 29 年度～令和 3 年度）
https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/nouyaku/attach/pdf/230113-1.pdf
・中毒発生時の状況や防止策などの詳細情報
https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/nouyaku/attach/pdf/230113-2.pdf

---

◇その他の事故、事件

・消費者安全法の重大事故等に係る公表について

＜消費者庁　2023 年 1 月 13 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/031815/
https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms201_230113_01.pdf
生命・身体被害に関する消費者事故等として通知された事案：241 件
うち重大事故等として通知された事案：72 件

・消費者安全法の重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データバンクの登録について

＜消費者庁　2023 年 1 月 13 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/031813/
https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms201_230113_02.pdf
1. 事故情報　(1)事故情報(下記(2)を除く):14件
(2)事故情報(食中毒情報)：18件
2. リコール・自主回収情報

(1) リコール・自主回収情報(食品関係)：127件
(2) リコール・自主回収情報(食品関係以外)：10件

・消費生活用製品の重大製品事故:マットレスで負傷事故等
＜消費者庁　2023 年 1 月 13 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/031811/
https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms202_230113_01.pdf
１．ガス機器・石油機器に関する事故：該当案件なし
２．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故：該当案件なし
３．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故：５件
（うちマットレス１件、電気温風機（セラミックファンヒーター）１件、電子レンジ１件、照明器具１件、自転車１件)

・白河市の食品工場で火災　（福島）
＜福島放送　2023 年 1 月 14 日＞　https://www.kfb.co.jp/news/fukushima/index.php?id=202301145877
14 日午後、白河市で工場が燃える火事があり、辺りは一時、騒然となりました。
火事があったのは、白河市にある食品加工工場で、午後０時半ごろ「工場の西から煙がすごい」と近所の人から消防に通報がありました。
火は工場１棟をほぼ全焼し、約２時間半後に消し止められました。
この火事によるけが人はいません。
警察や消防が火事の原因を調べています。

◇***事故・事件対策、措置、訴訟等***
・自宅で火災…　迅速な避難とは？独自検証「煙の恐怖」
＜テレ朝 news　2023 年 1 月 14 日＞　https://news.tv-asahi.co.jp/news_society/articles/000283375.html
14日、東京葛飾区で住宅火災があり高齢の女性1人が亡くなりました。
東京では、きのうまで乾燥注意報が続き、今年に入りすでに162件の火災が発生。
この時期、全国各地で火災が相次いでいます。
東京理科大学　火災科学研究所所長　松山賢　教授
「当然水分が含まれていないということになれば、燃えやすい状況。発生する生成物、ガスとか煙といったものが多くなる傾向があると思います」
そこで、2階で就寝中に火事が起きた時、迅速な避難は可能なのか、実験しました。
テレビ朝日アナウンサー　仁科健吾
「まず、煙がない中で、ベッドから玄関先まで、どのくらい時間がかかるのか計ってみます」
時間は、14秒でした。
続いて、火事が起きた想定で、スモークマシンを使い、人体には影響のない煙を避難経路に充満させます。実験開始です。
テレビ朝日アナウンサー　仁科健吾
「うわっ、真っ白ですね、何も見えない」
必至に階段を降りていこうとしますが…
テレビ朝日アナウンサー　仁科健吾
「これ手すりがないと相当危ないですね」
「（玄関に）到着しました、相当怖いです、何も見えないです。」
かかった時間は…38秒。倍以上かかりました。
テレビ朝日アナウンサー　仁科健吾
「本物の煙だった場合って呼吸も相当変わってくると思いますし、パニック状態だと思うのでかなり（脱出は）難しいと思いますね」

東京理科大学　火災科学研究所所長　松山賢　教授
「煙というのは燃焼によって発生するものですのでどうしても一酸化炭素を始めとする毒性ガスが含まれているというのがありますので、（吸い込むと）運動機能が失われていくということもありますので、非常に危険な物質だと思います」
では、煙の中を避難する場合、どんな対策を行えば良いのでしょうか？
東京理科大学　火災科学研究所所長　松山賢　教授
「タオルを枕元に置いておく。そういった形で口元と鼻といったところを覆いながら逃げていくという事が大事だと思います。火災の初期段階では通常上の方から煙がたまって下の方は割と視界が良好な状況というのが出来ています。その為、姿勢を低くした状態で壁を触りながら視界を確保して逃げるというのが重要です」

□*大災害、原発事故対策*

[鉱害防止対策]

・中央鉱山保安協議会 金属鉱業等鉱害防止部会 報告書（特定施設に係る鉱害防止事業の実施に関する基本方針に係る答申（案））
＜経済産業省　2022年12月19日＞
https://www.meti.go.jp/shingikai/hoankyogikai/kinzoku_kogyo/20221208_report.html
https://www.meti.go.jp/shingikai/hoankyogikai/kinzoku_kogyo/pdf/20221208_1.pdf
---

[東日本大震災]

・津波で流された干潟の生き物、7年後ほぼ元通り　研究者も驚く回復力
＜朝日新聞　2023年1月14日＞　https://www.asahi.com/articles/ASR1F6SFCQD5UNHB00D.html
　震災で生き物が減った仙台湾周辺の干潟は、7年後にはほぼ元通りに――。そんな研究成果を東北大学大学院の研究チームが公表した。干潟自体が削り取られたところがあったものの、「ここまで回復が早いとは」と研究者は驚く。
　同大大学院の占部城太郎教授（生態学）の研究チームは、震災後の2011～19年、仙台湾に点在する蒲生（仙台市）や鳥の海（宮城県亘理町）、双観山（松島町）など六つの干潟の計8地点に生息する生き物の種類と数を定点観測した。延べ500人のボランティアが協力した。
　海と川の水が混じり合う干潟には、エサとなるプランクトンや有機物が多い。震災前、蒲生では小さな巻き貝のカワザンショウガイ、双観山ではイソギンチャク類や魚釣りのエサになる環形動物のゴカイの仲間が多く見つかるなど、それぞれに特徴があった。
　ただ、震災直後の11年5～8月、8地点のうち5地点で生物の減少を確認。高い津波が襲った場所ほど減少は激しく、約9メートルの津波が到達した松川浦（福島県相馬市）では、39種いた生き物が16種に。岩にこびりつくマガキやフジツボ類、泥の中で生活するミズヒキゴカイがいなくなった。
　翌12年の調査で、松川浦では元々いなかったイシガニなどが見つかった。本来沖合に生息する生き物たちで、津波で運ばれてきたという。「干潟の生態系が大きく変わり得る可能性があった」と占部教授は指摘する。
　ただ、13年ごろには、松川浦から姿を消していたフジツボ類やミズヒキゴカイなどが、再び見つかるように。蒲生でも18年ごろからカワザンショウガイが観察できるようになった。
　この頃までには、ほぼ全ての干潟に震災前の生き物が戻り、生態系が回復したという。
　なぜ生き物たちは戻ってくる…

[大震災対策]

・南海トラフ地震　発生確率は 20 年以内に「60％程度」に引き上げ　地震調査委の最新試算
＜テレ朝 news　2023 年 1 月 14 日＞　https://news.tv-asahi.co.jp/news_society/articles/000283370.html
　政府の地震調査委員会は13日、日本各地で想定される巨大地震の最新の発生確率を発表しました。南海トラフ地震については今後20年以内に発生する確率を「50から60％」を「60％程度」に引き上げました。
　地震調査委員会は、日本各地の活断層や海溝型地震を対象に長期的な地震の発生確率を試算し、年に1回公表し

ています。

13日に公表された最新の評価によりますと、九州東部から駿河湾にかけての南海トラフを震源地とする巨大地震の20年以内の発生確率が「50から60％程度」から「60％程度」に引き上げられました。

また、千島海溝沿いの北海道・十勝沖を震源地とするマグニチュード8クラス以上の地震も、20年以内の発生確率が「3％」から「4％」に引き上げられました。

発生確率は地震が一定周期で発生する前提で算出されているので、想定した地震の起きない状態が続くと、確率は時間の経過とともに上昇します。

東京大学名誉教授の平田直委員長は「毎年少しずつ、発生する確率が着実に上がっていることを理解頂き、地震や津波への備えを進めてほしい」と話しています。

今回の評価の結果は地震調査委員会のホームページでも公開されています。

[福島原発事故]

・処理水の海洋放出「今年春から夏ごろ」　政府が確認、福島第一原発

＜朝日新聞　2023年1月13日＞　https://www.asahi.com/articles/ASR1F3GV2R1FULBH001.html

東京電力福島第一原発で「処理水」の海洋放出を始める時期について、政府は13日の関係閣僚会議で「今年春から夏ごろ」を見込むことを確認した

政府はこれまで、処理水の海洋放出を決めた2021年4月の基本方針で、「2年程度後に開始する」とのめどを示していた。

東電は昨年8月に放出に必要な海底トンネルなど設備の工事を始めた。東電は今年春までの完成をめざすとする一方、悪天候などで工事が順調に進まなかった場合、夏にずれ込むという見通しをすでに示している。

松野博一官房長官は「政府としては海洋放出に向けて、その前提としている安全性の確保と風評対策の徹底に万全を期すとともに、漁業者をはじめとする地元関係者のご懸念に耳を傾けつつ、これらの対策の内容について丁寧な説明を尽くしていく」と述べた。

****

[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*

[状況]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（検疫）

＜厚生労働省　2023 年 1 月 15 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_30280.html

・新型コロナウイルス感染症の現在の状況について（令和５年１月 15 日版）

＜厚生労働省　2023 年 1 月 15 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_30277.html

◇全国のコロナ死者 503 人、過去最多更新　新たに 13 万 2071 人感染

＜毎日新聞　2023 年 1 月 14 日＞　https://mainichi.jp/articles/20230114/k00/00m/040/115000c

◇コロナとインフル「同時流行してない」東京大学らの研究チームが発表

＜ABEMA TIMES　2023 年 1 月 14 日＞　https://times.abema.tv/articles/-/10064114

「新型コロナとインフルエンザは同じ時期には流行していない」という研究結果が発表された。

東京大学の河岡義裕特任教授らの研究チームは、新型コロナとインフルエンザの同時流行の関係について、世界22カ国のデータを元に調べた。その結果、すべての国でコロナが感染拡大して以降、インフルエンザの感染者が著しく減少していたことがわかった。

フランスなどでは新型コロナの流行中にインフルエンザも増えていたため、詳しく調べたところ、それぞれが異なる地域で増加していたことがわかった。これらのことから、新型コロナとインフルエンザは同じ時期に同じ地域、同じ規模では流行していないことが確認されたという。

河岡特任教授は「十分には解明されていない」としつつも、「コロナに感染している人ではインフルエンザウイルスが増殖しにくい可能性がある」としている。（ANN ニュース）

・新型コロナウイルス感染症とインフルエンザが同時流行しているかを検証
＜東京大学医科学研究所　2023年1月14日＞
https://www.ims.u-tokyo.ac.jp/imsut/jp/about/press/page_00212.html
発表のポイント
新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の流行とインフルエンザの流行の関係を調べるために、世界各地域を代表する22ヶ国について、2019年から2022年までのCOVID-19およびインフルエンザの陽性例数を比較した。
COVID-19とインフルエンザは、同じ地域において同じ時期に同じ規模では流行していないことが明らかになった。

・「最強の感染力」…オミクロン「ＸＢＢ．１．５」どれほど危険？
＜the hankyoreh　ハンギョレ　2023 年 1 月 14 日＞
https://news.yahoo.co.jp/articles/e2961c5601b1f4756a25915b5bc82ee621ccf2e3
米国を中心に急速に拡大…韓国はまだわずか　最強の抗体回避力、細胞への付着力も向上　症状がより危険かは未確認…改良ワクチンに効果

新型コロナウイルス感染症の発生以降、最強の感染力を持つコロナウイルスの変異株が新年早々世界中の保健当局を緊張させている。

XBB.1.5という名のこの変異株は、オミクロン株の下位系統の中でも最新のもので、11日現在、38カ国で感染例が保健当局に報告されている。XBB.1.5は、昨年8月にインドで発見されたXBBが、その後他国に拡散する過程で変化したもう一つの下位系統だ。米国で主に拡散しており、感染者の82％が米国で確認されている。

米国のある研究チームは、昨年10月下旬に米国に上陸したこの変異株の実効再生産数を1.6と推定している。1人の感染者が1.6人を感染させることを意味する。韓国では昨年12月8日に初の感染例が確認されたが、感染者全体に占める割合はまだ0.2％と低い。

米国疾病予防管理センター（CDC）によると、この変異株は現在、米国の新規感染者の28％を占めている。米国全体に占めるその比率は2番目。しかし北東部地域では新規感染者の70％を超える。

問題は、一部の科学者がこの変異株に「クラーケン」というあだ名を付けるほど感染力が強いということ。クラーケンは北欧のスカンジナビア半島の神話に登場する恐ろしい海の怪物だ。世界保健機関（WHO）のマリア・ヴァン・カーコブ博士は、XBB.1.5はこれまでに発見されたオミクロン系統の変異株の中で最も感染力が高いと語った。

XBB.1.5を集中的に研究している北京大学の曹雲龍研究員（免疫学）は国際学術誌「ネイチャー」に「この変異株が全世界で優勢になるということはほぼ確実だ」、「ただ一つのライバルも見あたらず、他のどの変異株も比較にならない」と語った。「ネイチャー」は昨年12月、コロナウイルスの進化を追跡することで変異の方向性を予測してきた同氏を「今年の10人」の1人に選定している。

XBB.1.5が全世界のコロナ状況にどの程度の影響を及ぼすかは、現在のところは不確実だ。感染力が高くても、すでに広範な感染と予防接種を通じて多くの人がコロナウイルスに対する免疫力を持っているため、感染者や入院者が急増しない可能性もある。

486番目のアミノ酸の変異が核心

名前からも分かるように、XBB.1.5はXBBの派生型だ。XBBは昨年初め、BA.2系統の2つの系列が組み合わさって誕生した変異株だ。オミクロン株から派生したBA.2の表面にあるスパイクタンパク質に14の新たな突然変異が起きた変異株だ。スパイクタンパク質は、ウイルスが細胞に浸透する際に細胞壁にくっつくために使う道具だ。現在、市中で接種中のワクチンは、このスパイクタンパク質を標的にして作られている。

ところがXBBのスパイクタンパク質は、一連の突然変異によってこれまでに登場した変異株の中で抗体を回避する能力が最も高くなっている。XBB.1.5はさらにアミノ酸にF486P変異が生じている。F486Pはスパイクタンパク質を構成する1270個のアミノ酸のうち、486番目のアミノ酸がフェニルアラニン（F）からプロリン（P）に変化したもの。

曹研究員の研究チームは5日、事前出版論文集「バイオアーカイブ」に、コロナウイルスが細胞に浸透する際に細胞壁のACE2受容体タンパク質にくっつく力がこの変異によって強まったとみられるとする研究結果を発表した。抗体を回避する能力は弱まっていない状態で、F486P変異が細胞への結合力をさらに高めているわけだ。

曹博士は「ネイチャー」に「XBB.1.5はF486Pのおかげで他の変異体よりはるかに感染力が高まっているため、現在のところはさらなる変異に対する進化圧力はほとんどない状態」だと語った。同氏はしかし、人体内に派生型に対する免疫力が構築されれば、XBB.1.5もじっとしてはいないだろうと強調した。

2価ワクチン、最近の変異株にも高い効果

XBB.1.5がいつ世界で優勢になるかは予測が難しい。ドイツのがん研究センターのモリッツ・ゲルストゥング研究員（コンピューター生物学）は、米国では1週間で2倍に増加しているが、その他の国では増加速度が相対的に遅いと語った。同氏は「拡散速度は非常に速いが、オミクロンの初期拡散速度よりは遅く、2022年秋のBQ.1とBQ.1.1の拡散速度と似ている」と語った。

保健当局と科学者たちは、XBB.1.5は感染力はより強まっているものの、症状がより危険になったわけではないとみている。WHOは11日に発表した危険評価報告書で「XBB.1.5株は、他のものより感染力は強いとみられるが、感染者をより危険にするいかなる特性も確認できていない」と述べている。

疾病管理庁は、コロナの2価ワクチンはXBBをはじめ、このところ猛威を振るっている変異株に対しても高い効果を示しているとし、積極的なワクチン接種を勧告している。

国際学術誌「セル」に発表された研究によると、ワクチンを3回接種したグループと3回接種した後に2価ワクチンを追加接種したグループの中和抗体を比較したところ、2価ワクチンを接種したグループの中和抗体の方が1.5～2.8倍多かった。別の研究では中和抗体が3～12倍にのぼっている。

[対策・予防]

◇<u>省庁発表</u>

・新型コロナウイルス感染症対策に係る各医療機関内の病床の確保状況・使用率等の報告を掲載しました。
＜厚生労働省　2023年1月13日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=F_M6UbvHi5mux-OFY
・新型コロナウイルスに関する受診・相談センター／診療・検査医療機関等の情報を更新しました
＜厚生労働省　2023年1月13日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=W792HfeLx9Xii6zJY

◇<u>屋内もマスク不要案浮上　コロナ「５類」移行で政府</u>
＜共同通信　2023年1月14日＞　https://www.47news.jp/news/8808900.html

新型コロナウイルスの感染対策として推奨されている屋内でのマスク着用を、症状のある人などを除いて原則不要とする案を政府が検討していることが14日、分かった。感染症法上の位置付けを季節性インフルエンザと同じ「５類」へ移行する議論の中で見直し案が浮上した。国内で感染者が初確認されてから15日で3年。日常生活の感染対策が大きく変わる可能性がある。ただ専門家からは急激な対策緩和に慎重な意見も出ている。

政府は昨年５月に「基本的対処方針」を改定。マスクに関し、屋外は会話をしなければ原則不要とする一方で、屋内は距離が確保でき会話をほとんどしない場合を除き着用を推奨。

・<u>倉持院長「コロナは風邪、PCR, ワクチン意味ない」は「全てデマ」「速やかに検査し治療する一択」</u>

＜中日スポーツ　2023 年 1 月 14 日＞　https://www.chunichi.co.jp/article/617837

厚生労働省は 14 日、新型コロナウイルスの新規感染者が全国で 13 万 2071 人確認され、死者は 503 人と発表した。1 日当たりの死者数としては、これまで最多だった 12 日（489 人）を上回り過去最多となった。

コロナ患者の診療に取り組み、テレビなどのメディアで医療現場の声を発信する宇都宮市インターパーク倉持呼吸器内科の倉持仁院長はこの日夜、新たにツイートし「PCR は意味がない、コロナは風邪だ、マスク不要、5 類で全て解決、ワクチンは意味がない。全てデマで、あと何がしたいのかわかりませんが、感染症には早い段階で速やかに検査をして悪くなる前に治療する一択ですので、惑わされないようにしましょう。3 年以上コロナ診療に携わった医師の考えです」と警鐘を鳴らした。

****

[3] ***環境関連法改正情報***

◇環境関連法改正情報（2022 年 11 月分）を更新しました

＜産業環境管理協会(JEMAI)　2022 年 12 月 19 日＞　https://www.e-jemai.jp/jemai_club/act_amendment/

****

[4] **石綿障害予防規則の解説について**（令和２年 10 月 28 日基発 1028 第 1 号）（最終改正：令和３年３月 29 日基発 0329 第３号）

＜厚生労働省　2022 年 12 月 21 日＞　https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T221221K0020.pdf

基発１０２８ 第１号

令和２年 10 月 28 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

石綿障害予防規則の解説について

石綿障害予防規則等の一部を改正する省令（令和２年厚生労働省令第 134 号）等の施行等については、令和２年８月４日付け基発 0804 第２号「石綿障害予防規則等の一部を改正する省令等の施行について」により通達したところであるが、石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号。以下「石綿則」という。）の施行等に関してこれまでに通達した以下（１）～（14）を含め、石綿則の施行に係る定義、解釈等について、別添「石綿障害予防規則の解説」のとおりまとめたので、石綿則の各規定については、それぞれの規定の施行日以降は別添に基づき石綿則を運用されたい。

以下（１）～（６）のうち石綿則に係る部分及び以下（７）～（14）については、それぞれ規定の施行日（石綿障害予防規則等の一部を改正する省令等による改正事項ではないものについては本通達の発出日）以降は本通達をもって廃止する。

（１）平成 17 年３月 18 日付け基発第 0318003 号「石綿障害予防規則の施行について」

（２）平成 18 年８月 11 日付け基発第 0811002 号「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び石綿障害予防規則等の一部を改正する省令の施行等について」

（３）平成 21 年２月 18 日付け基発第 0218001 号「石綿障害予防規則等の一部を改正する省令等の施行等について」

（４）平成 23 年７月 28 日付け基発 0728 第６号「石綿障害予防規則の一部を改正する省令の施行について」

（５）平成 26 年４月 23 日付け基発 0423 第６号「石綿障害予防規則の一部を改正する省令の施行について」

（６）平成 30 年５月 28 日付け基発 0528 第１号「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び石綿障害予防規則等の一部を改正する省令の施行等について」

（７）平成 17 年 10 月 31 日付け基安化発第 1031002 号「建築物に吹き付けられた石綿等の損傷等による石綿ばく露防止対策について」

（８）平成 24 年２月 13 日付け基安化発 0213 第１号「建築物等の解体等の作業における事前調査の徹底等について」

（９）平成 26 年９月 12 日付け基安化発 0912 第１号「石綿粉じんのばく露防止のための適正な保護衣の使用について」

（10）平成 27 年 11 月 17 日付け基安化発 1117 第２号「石綿含有成形板の除去作業における労働者の石綿ばく露

防止措置について」

(11) 平成 29 年５月 31 日付け基安化発 0531 第１号「石綿含有建築用仕上塗材の除去等作業における大気汚染防止法令上の取扱い等について」

(12) 平成 29 年６月９日付け基安化発 0609 第１号「建築物等から除去した石綿含有廃棄物の包装等の徹底について」

(13) 平成 30 年１月 29 日付け基安化発 0129 第１号「石綿含有建築用仕上塗材の石綿則等の適用について」

(14)平成30年４月20日付け基安化発0420第１号「建築物に係る石綿の事前調査における主な留意点について」

石綿障害予防規則の解説

令和２年 10 月 28 日

一部改正 令和３年 ３月 29 日

厚生労働省労働基準局

石綿障害予防規則の解説　（４９頁）　―省略―

****

[5] ***GHS 分類***

◇令和 2,3 年度、平成 23,24 年度の政府による GHS 分類結果を一部修正しました。

NITE 統合版 GHS 分類結果にも当該データを反映しています。

＜製品評価技術基盤機構　2022 年 12 月 22 日＞

〇NITE 統合版 GHS 分類結果一覧　→ https://www.nite.go.jp/chem/ghs/ghs_nite_all_fy.html

〇政府による GHS 分類結果（Excel、HTML）　→ https://www.nite.go.jp/chem/ghs/ghs_download.html

---

◇（NITE-Gmiccs）EU：CLP 調和分類の更新について

＜製品評価技術基盤機構　2022 年 12 月 23 日＞

NITE-CHRIP の更新に伴い、参考情報として収載している

EU：CLP 調和分類の GHS 分類結果を更新いたしました。

〇更新履歴　→ https://www.ghs.nite.go.jp/link/ja/gmiccs_Update.html

****

[6] **労働安全衛生規則第577条の２第３項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるものの適用について（令和４年 12 月 26 日基発 1226 第４号）**

＜厚生労働省　2022 年 12 月 28 日＞　https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T221228K0040.pdf

基発 1226 第４号

令和４年 12 月 26 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

労働安全衛生規則第 577 条の２第３項の規定に基づき

がん原性がある物として厚生労働大臣が定めるものの適用について

労働安全衛生規則第 577 条の２第３項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるもの（令和４年厚生労働省告示第 371 号）については、令和４年 12 月 26 日に告示され、令和５年４月１日から適用することとされたところである。

その制定の趣旨、内容等については、下記のとおりであるので、関係者への周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきを期されたい。

記

第１　制定の趣旨及び概要等について

１　制定の趣旨

今般、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和４年厚生労働省令第 91 号）第２条による改正後

の労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「安衛則」という。）第 577 条の２第３項において、がん原性がある物として厚生労働大臣が定めるもの（以下「がん原性物質」という。）を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者については、労働者のばく露の状況、作業の概要等の記録を 30 年間保存しなければならないこととされている。

本告示は、安衛則第 577 条の２第３項の規定に基づき、がん原性物質を定めるものである。

２　告示の概要等

（１）概要

安衛則第 577 条の２第３項の規定に基づくがん原性物質は、リスクアセスメント対象物（安衛則第 34 条の２の７第１項第１号で定めるものをいう。以下同じ。）のうち、国が行う化学物質の有害性の分類の結果、発がん性の区分が区分１に該当する物であって、令和３年３月 31 日までの間において当該区分に該当すると分類されたものとする。ただし、次に掲げる物及び事業者が当該物質を臨時に取り扱う場合を除く。

ア　エタノール

イ　特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号。以下「特化則」という。）第 38 条の３に規定する特別管理物質

（２）施行日

令和５年４月１日から適用する。

第２　細部事項

１　国が行う化学物質の有害性の分類について

日本産業規格Ｚ7252（ＧＨＳに基づく化学品の分類方法）の附属書Ｂに定める方法により国が行う化学物質の有害性の分類の結果は、独立行政法人製品評価技術基盤機構が運営する「ＮＩＴＥ化学物質総合情報提供システム（NITE-CHRIP）」及び「ＧＨＳ総合情報提供サイト」において公表している。また、本告示によるがん原性物質の一覧は、厚生労働省ホームページで公表する予定であること。

２　発がん性の区分について

本告示においては、ヒトに対する発がん性が知られている又はおそらく発がん性がある物質について、その情報の確からしさの観点から、発がん性区分１に該当する物質をがん原性物質としたこと。また、発がん性の区分１には、細区分の区分１Ａ及び区分１Ｂを含むものであること。なお、現在、発がん性区分２に分類されている物質又は「分類できない」、「区分に該当しない」とされている物質については、将来的に区分１に分類が見直される可能性があるが、現時点でヒトに対する発がん性の根拠に乏しいことから、がん原性物質には含めない趣旨であること。

３　対象から除外する物質について

エタノールについては、国際がん研究機関において、ヒトに対して発がん性があるものと分類されており、これを踏まえ、国によるＧＨＳ分類においても発がん性区分１と分類されているが、これは、アルコール飲料として経口摂取した場合の健康有害性に基づくものであり、業務として大量のエタノールを経口摂取することは通常想定されていないこと、疫学調査から業務起因性が不明であることから、がん原性物質から除外したものであること。また、特別管理物質については、特化則第 38 条の４において作業記録等の 30 年間保存が既に義務付けられていることから、二重規制を避けるため、がん原性物質から除外したものであること。

４　当該物質を臨時に取り扱う場合について

本告示でいう「臨時に取り扱う場合」とは、当該事業場において通常の作業工程の一部又は全部として行っている業務以外の業務で、一時的必要に応じて当該物質を取り扱い、繰り返されない業務に従事する場合をいうこと。したがって、通常の作業工程においてがん原性物質を取り扱う場合は、当該物質を取り扱う時間が短時間であっても、又は取扱いの頻度が低くても、「臨時に取り扱う場合」には該当しないこと。

５　ＧＨＳ分類の年度による対象物質の限定について

本告示においてがん原性物質は、リスクアセスメント対象物のうち、国が行うＧＨＳ分類の結果、令和３年３月 31 日までに発がん性の区分が区分１に該当すると分類されたものに限定していること。令和３年４月１日以降に発がん性区分１に新たに分類され、又は、分類が変更された物質については、本告示を改正す

ることにより、がん原性物質として追加等を行う趣旨であること。

第３　その他

１　がん原性物質の裾切り値について

がん原性物質は、リスクアセスメント対象物であることから、リスクアセスメント対象物のうち発がん性区分１に該当する物を安衛則別表第２に規定する濃度以上含有する製剤その他のものが対象となること。混合物、副生成物及び不純物であっても同様であること。なお、主として一般消費者の生活の用に供する製品は対象外となること。

２　がん原性物質の対象物質について

令和５年４月１日においては、約 120 物質ががん原性物質の対象となり、また、労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）別表第９の改正によりリスクアセスメント対象物が追加されることに伴い、令和６年４月１日から約 80 物質ががん原性物質に追加されること。なお、本告示で定めるがん原性物質の一覧は、厚生労働省ホームページで公表する予定であること。

３　がん原性指針との関係について

労働安全衛生法第 28 条第３項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針（健康障害を防止するための指針公示第 27 号。以下「がん原性指針」という。）は、対象となる物質について、ばく露低減等の健康障害防止のための適切な取扱い等を求める指針であることから、がん原性指針の適用対象物質と、本告示で定めるがん原性物質の両方に該当する物質については、本告示に基づき作業の記録等を 30 年間保存するとともに、がん原性指針に基づき適切な取扱い等を行う必要があること。

****

[7] 保護具着用管理責任者に対する教育の実施について（令和４年 12 月 26 日基安化発 1226 第１号）

＜厚生労働省　2022 年 12 月 28 日＞　https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T221228K0030.pdf

基安化発 1226 第１号
令和４年 12 月 26 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部化学物質対策課長

保護具着用管理責任者に対する教育の実施について

保護具着用管理責任者については、「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令等の施行について」（令和４年５月 31 日付け基発 0531 第９号）の記の第４の２（２）において、「保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者」から選任することができない場合は、別途示す保護具の管理に関する教育（以下「保護具着用管理責任者教育」という。）を受講した者を選任すること、また、「保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者」から選任する場合であっても、保護具着用管理責任者教育を受講することが望ましいとされている。

今般、保護具着用管理責任者に対する教育実施要領を別紙のとおり定めたので、事業者に対し周知するとともに、同要領に基づく教育の実施を積極的に勧奨されたい。

なお、安全衛生関係団体等に対し、本教育を事業者自ら行うことが困難な場合もあることから、当該事業者の委託を受けて教育を行う等の支援を要請されたい。

おって、別添１～別添３のとおり関係団体あて協力を要請したので了知されたい。

○別紙　→ https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T221228K0031.pdf

保護具着用管理責任者に対する教育実施要領

１　目的

本要領は、保護具着用管理責任者教育のカリキュラム及び具体的実施方法等を示すとともに、この教育の実施により、十分な知識及び技能を有する保護具着用管理責任者の確保を促進し、もって保護具等の正しい選択・使用・保守管理についての普及を図ることを目的とする。

２　教育の対象者

本教育の対象者は、次のとおりとする。

・施行通達の記の第４の２（２）①から⑥までに定める保護具着用管理責任者の資格を有しない者で、保護具着用管理責任者になろうとする者
・上記資格を有する者

３　教育の実施者

上記２の対象者を使用する事業者、安全衛生団体等があること。

４　実施方法

実施方法は、次に掲げるところによること。

（１）　別表「保護具着用管理責任者教育カリキュラム」に掲げるそれぞれの科目に応じ、範囲の欄に掲げる事項について、学科教育又は実技教育により、時間の欄に掲げる時間数以上を行うものとすること。

なお、

①　学科教育は、集合形式のほか、オンライン形式でも差し支えないこと。

②　学科教育と実技教育を分割して行うこととしても差し支えないこと。この場合、以下のア及びイのいずれも満たすこと。

ア　実技教育は、学科教育の全ての科目を修了した者を対象とすること。

イ　学科教育を修了した者と実技教育を受講する者が同一者であることが確認できること。

（２）　講師は、対象となる保護具等に関する十分な知識を有し、指導経験がある者等、別表のカリキュラムの科目について十分な知識と経験を有する者を、科目ごとに１名ないし複数名充てること

（３）　教育の実施に当たっては、教育効果を高めるため、既存のテキストの活用を行うことが望ましいこと。特に、呼吸用保護具については、日本産業規格 T8150（呼吸用保護具の選択、使用及び保守管理方法）の内容を含む等、別表のカリキュラムの科目について内容を十分満足した教材を使用すること。

（４）　安全衛生団体等が行う場合の受講人数にあっては、学科教育（集合形式の場合）は概ね 100 人以下、実技教育は概ね 30 人以下を一単位として行うこと。

５　実施結果の保存等

（１）　事業者が教育を実施した場合は、受講者、科目等の記録を作成し、保存すること。

（２）　安全衛生団体等が教育を実施した場合は、全ての科目を修了した者に対して修了を証する書面を交付する等の方法により、当該教育を修了したことを証明するとともに、教育の修了者名簿を作成し、保存すること。

６　実践的な教育・訓練等の実施

保護具等や機器等に習熟する観点から、教育を修了した者は、保護具メーカーや測定機器メーカーが実施する研修や、これらメーカーの協力を得て行う教育・訓練等、実践的な教育・訓練等を定期的に受けることが望ましいこと。

○別添１　→ https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T221228K0032.pdf

公益社団法人日本保安用品協会会長 殿

○別添２　→ https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T221228K0033.pdf

中央労働災害防止協会会長 殿
建設業労働災害防止協会会長 殿
陸上貨物運送事業労働災害防止協会会長 殿
港湾貨物運送事業労働災害防止協会会長 殿
林業・木材製造業労働災害防止協会会長 殿

○別添３　→ https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T221228K0034.pdf

基安化発 1226 第４号
令和４年１２月２６日

関係団体の長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部化学物質対策課長

保護具着用管理責任者に対する教育の実施について

日頃より労働安全衛生行政の推進に格段の御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

保護具着用管理責任者については、「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令等の施行について」（令和４年５月 31 日付け基発 0531 第９号）の記の第４の２（２）において、「保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者」から選任することができない場合は、別途示す保護具の管理に関する教育（以下「保護具着用管理責任者教育」という。）を受講した者を選任すること、また、「保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者」から選任する場合であっても、保護具着用管理責任者教育を受講することが望ましいとされているところです。

このため、今般、保護具着用管理責任者に対する教育実施要領を別紙のとおり定めましたので、その周知に特段の御配意を賜りますようお願い申し上げます。

別紙

保護具着用管理責任者に対する教育実施要領

１　目的

本要領は、保護具着用管理責任者教育のカリキュラム及び具体的実施方法等を示すとともに、この教育の実施により、十分な知識及び技能を有する保護具着用管理責任者の確保を促進し、もって保護具等の正しい選択・使用・保守管理についての普及を図ることを目的とする。

２　教育の対象者

本教育の対象者は、次のとおりとする。

・施行通達の記の第４の２（２）①から⑥までに定める保護具着用管理責任者の資格を有しない者で、保護具着用管理責任者になろうとする者

・上記資格を有する者

３　教育の実施者

上記２の対象者を使用する事業者、安全衛生団体等があること。

４　実施方法

実施方法は、次に掲げるところによること。

（１）　別表「保護具着用管理責任者教育カリキュラム」に掲げるそれぞれの科目に応じ、範囲の欄に掲げる事項について、学科教育又は実技教育により、時間の欄に掲げる時間数以上を行うものとすること。

なお、

①　学科教育は、集合形式のほか、オンライン形式でも差し支えないこと。

②　学科教育と実技教育を分割して行うこととしても差し支えないこと。この場合、以下のア及びイのいずれも満たすこと。

ア　実技教育は、学科教育の全ての科目を修了した者を対象とすること。

イ　学科教育を修了した者と実技教育を受講する者が同一者であることが確認できること。

（２）　講師は、対象となる保護具等に関する十分な知識を有し、指導経験がある者等、別表のカリキュラムの科目について十分な知識と経験を有する者を、科目ごとに１名ないし複数名充てること

（３）　教育の実施に当たっては、教育効果を高めるため、既存のテキストの活用を行うことが望ましいこと。特に、呼吸用保護具については、日本産業規格 T8150（呼吸用保護具の選択、使用及び保守管理方法）の内容を含む等、別表のカリキュラムの科目について内容を十分満足した教材を使用すること。

（４）　安全衛生団体等が行う場合の受講人数にあっては、学科教育（集合形式の場合）は概ね 100 人以下、実技教育は概ね 30 人以下を一単位として行うこと。

５　実施結果の保存等

（１）　事業者が教育を実施した場合は、受講者、科目等の記録を作成し、保存すること。

（２）　安全衛生団体等が教育を実施した場合は、全ての科目を修了した者に対して修了を証する書面を交付する等の方法により、当該教育を修了したことを証明するとともに、教育の修了者名簿を作成し、保存すること。

６　実践的な教育・訓練等の実施

保護具等や機器等に習熟する観点から、教育を修了した者は、保護具メーカーや測定機器メーカーが実施す

る研修や、これらメーカーの協力を得て行う教育・訓練等、実践的な教育・訓練等を定期的に受けることが望ましいこと。

【別表】

保護具着用管理責任者教育カリキュラム

学科科目	範囲	時間
Ⅰ 保護具着用管理	① 護具着用管理責任者の役割と職務 ②保護具に関する教育の方法	0.5時間
Ⅱ 保護具に関する知識	①保護具の適正な選択に関すること。 ②労働者の保護具の適正な使用に関すること。 ② 護具の保守管理に関すること。	３時間
Ⅲ 労働災害の防止に関する知識	保護具使用に当たって留意すべき労働災害の事例及び防止方法	１時間
Ⅳ 関係法令	安衛法、安衛令及び安衛則中の関係条項	0.5時間
実技科目	範囲	時間
Ⅴ 保護具の使用方法等	①保護具の適正な選択に関すること。 ②労働者の保護具の適正な使用に関すること。 ③ 護具の保守管理に関すること。	１時間

（計 ６時間）

【別記の団体】

アクリル酸エステル工業会
押出成形セメント板協会
板硝子協会
一般財団法人ＦＡ財団
一般財団法人エンジニアリング協会
一般財団法人化学物質評価研究機構
一般財団法人建設業振興基金
一般財団法人首都高速道路協会
一般財団法人製造科学技術センター
一般財団法人石炭エネルギーセンター
一般財団法人先端加工機械技術振興協会
一般財団法人大日本蚕糸会
一般財団法人日本カメラ財団
一般財団法人日本軸受検査協会
一般財団法人日本船舶技術研究協会
一般財団法人日本陶業連盟
一般財団法人日本皮革研究所
一般財団法人日本溶接技術センター
一般財団法人ヒートポンプ・蓄熱センター
一般財団法人マイクロマシンセンター
一般社団法人日本在外企業協会
一般社団法人アルコール協会
一般社団法人海洋水産システム協会
一般社団法人仮設工業会
一般社団法人家庭電気文化会
一般社団法人カメラ映像機器工業会

一般社団法人火力原子力発電技術協会
一般社団法人強化プラスチック協会
一般社団法人軽仮設リース業協会
一般社団法人軽金属製品協会
一般社団法人建設産業専門団体連合会
一般社団法人合板仮設材安全技術協会
一般社団法人コンクリートポール・パイル協会
一般社団法人色材協会
一般社団法人自転車協会
一般社団法人住宅生産団体連合会
****

[8] ***健康安全***

◇[職場のあんぜんサイト]「強い変異原性が認められた化学物質」を更新しました。
＜厚生労働省　2022 年 12 月 19 日＞　https://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/ankgc03.htm
****

[9] ***医薬品等***

◇物品の消毒・殺菌を目的とする消毒剤たる医薬部外品の製造販売承認申請に係る手続きに関する質疑応答集（Q&A）について（その１）（令和４年 12 月 16 日事務連絡）
＜厚生労働省　2022 年 12 月 19 日＞　https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T221219I0010.pdf
---

◇食薬区分における成分本質（原材料）の取扱いの例示の一部改正について（令和４年 12 月 19 日薬生監麻発 1219 第１号）
＜厚生労働省　2022 年 12 月 20 日＞　https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T221220I0010.pdf

薬生監麻発 1219 第１号
令和４年 12 月 19 日

各 { 都道府県 / 保健所設置市 / 特別区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
監視指導・麻薬対策課 長

食薬区分における成分本質（原材料）の取扱いの例示の一部改正について

人が経口的に服用する物が、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第２条第１項第２号又は第３号に規定する医薬品に該当するか否かについては、「無承認無許可医薬品の指導取締りについて」（昭和 46 年６月１日付け薬発第 476 号厚生省薬務局長通知。以下「46 通知」という。）に基づき判断することとしています。また、個別の成分本質（原材料）については、「食薬区分における成分本質（原材料）の取扱いの例示」（令和２年３月 31 日付け薬生監麻発 0331 第９号厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長通知。以下「例示通知」という。）に規定しているところです。

今般、例示通知の一部を別紙のとおり改正しますので、下記の改正の趣旨等を御了知の上、貴管下関係業者に対する指導取締りにおいて御留意をお願いいたします。

記

１　改正の趣旨

個別成分本質（原材料）について、46 通知の別紙「医薬品の範囲に関する基準」の別添１「食薬区分における成分本質（原材料）の取扱いについて」に基づき、専ら医薬品として使用される成分本質（原材料）に該当するかどうか等の判断を行い、例示通知の別添１「専ら医薬品として使用される成分本質（原材料）リスト」（以下「専ら医リスト」という。）及び別添２「医薬品的効能効果を標ぼうしない限り医薬品と判断しない成分本質（原材料）リスト」（以下「非医リスト」という。）を変更した。

２　改正の概要

（１）成分本質（原材料）の新規追加

以下の成分本質（原材料）を専ら医リストに追加した。

③その他（化学物質等）

・Nーフェニルプロポキシフェニルカルボデナフィル

（２）成分本質（原材料）の指定部位等の改正

イチイの成分本質等について、専ら医リスト中のイチイの項の部位等に「枝・心材・葉」とあるのは「全草」に改め、備考の「果実は「非医」」は削除した。

また、非医リスト中のイチイについてはリストから削除した。

○別添　　https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T221220I0011.pdf

---

◇「医薬部外品の添加物リストについて」の一部改正等について（令和４年 12 月 23 日薬生薬審発 1223 第６号）

＜厚生労働省　2022 年 12 月 26 日＞　https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T221226I0020.pdf

薬生薬審発１２２３ 第６号

令和４年１２月２３日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長

「医薬部外品の添加物リストについて」の一部改正等について

今般、「医薬部外品の添加物リストについて」（平成 20 年３月 27 日薬食審査発第 0327004 号厚生労働省医薬食品局審査管理課長通知）の一部を改正し、医薬部外品添加物リスト（以下「添加物リスト」という。）を別添のとおりとしましたので、下記にご留意の上、貴管下関係業者に対し周知方お願いします。

記

１　添加物リスト中連番 1172「ステアリルジメチルアミン」、連番 2323「メチルロザニリン塩化物」を削除したこと。

２　令和３年３月 25 日付薬生薬審発 0325 第 7 号厚生労働省医薬･生活衛生局医薬品審査管理課長通知の別添中連番 63「アセチルシステイン」、連番 255「エタノールアミン」、連番 798「合成ゼオライト」、連番 1341「チオ硫酸ナトリウム（無水）」、連番 1488「トリクロロヒドロキシジフェニルエーテル」及び連番 1541「二炭酸一水素三ナトリウム」の「添加物の名称」、「成分コード」、「英名」及び「外原規 2021 における成分名」について、それぞれ添加物リスト中連番 63、連番 2342、連番 1251、連番 2279、連番 1485、連番 1259 の各欄のとおり改めること。

３　令和３年３月 25 日付薬生薬審発 0325 第７号厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長通知の別添中連番 591「還元ラノリン」、連番 2326「メトキシエチレン無水マレイン酸共重合体」の「英名」について、それぞれリスト中連番 590、連番 2323 の「英名」のとおり訂正すること。

４　今回削除された品目については、令和４年 12 月 31 日までは、添加物リストに収められているものとみなすことができるものとすること。

５　今回の改正等に伴う承認申請書の取扱いについては、平成 21 年 6 月 30 日付薬食審査発第 0630004 号「「医薬部外品原料規格 2006」の一部改正に伴う医薬部外品等製造販売承認申請等の取扱いについて」及び平成 25 年 3 月 29 日付薬食審査発 0329 第４号「「医薬部外品原料規格 2006」の一部改正に伴う医薬部外品等の製造販売承認申請等の取扱いについて」に示したとおりであること。

◇解熱鎮痛剤や風邪薬「品不足は深刻」、後発薬メーカーの不祥事と第８波のダブルパンチ

＜読売新聞　2023 年１月 15 日＞　https://www.yomiuri.co.jp/medical/20230112-OYT1T50345/

新型コロナウイルス感染拡大の第８波が続くなか、山梨県内の薬局やドラッグストアでも市販薬の品不足が生じている。製薬会社の相次ぐ不祥事でジェネリック医薬品（後発薬）の品不足が長期化している上、感染拡大による需要急増が品薄に拍車をかけている。県薬剤師会は「感染に備えて用意できるものはしてほしいが、必要最

小限にお願いしたい」と呼びかけている。

「解熱鎮痛剤など市販薬購入者には２、３箱ほどを上限にお願いしている」

甲府市の内藤薬局飯田店では今月、解熱鎮痛剤や風邪薬などの購入者に対してこうした要請を始めた。同店経営で、県薬剤師会の会長も務める内藤貴夫さん（７２）は「発熱外来の受診者は８波入り前と比べて３倍に増え、品不足は深刻。本当に困っている」と話す。

県薬剤師会によると、２０２０年に発覚した製薬会社「小林化工」（福井県）の医薬品の不正製造問題など、後発薬メーカーで品質管理を巡る不祥事が相次ぎ、全国的に価格の安い後発薬の品不足が長期化。感染者数の急増に加え、昨年夏頃から県内でも外国人が母国の家族や知人らに向けて市販薬を買い占める姿も見られるようになったという。

県内の薬局の中には、在庫不足から、同様の効果がある別の薬への変更などを患者に依頼せざるを得ないケースも生じているという。

一方、厚生労働省は昨年末、市販薬の買い占め防止を講じるよう業界団体宛てに事務連絡を出した。現時点で、製薬会社の在庫や流通量に問題は生じていないが、大量購入が相次ぐと、供給が滞る懸念もあっての対応だ。

山梨県衛生薬務課は「今のところ、県内で市販薬を購入できないという情報はなく、県独自の要請は考えていない」としている。

****

[10] ***農薬***

◇登録・失効農薬情報を更新しました。

＜農林水産消費安全技術センター(FAMIC)　2023 年 1 月 4 日＞　http://www.acis.famic.go.jp/toroku/

◇農薬登録情報ダウンロードを更新しました。

＜農林水産消費安全技術センター(FAMIC)　2023 年 1 月 4 日＞　http://www.acis.famic.go.jp/ddownload/

****

[11] ***香料***

◇類又は誘導体として指定されている 18 項目の香料に関するリストについて

（令和４年 12 月 27 日薬生食基発 1227 第１号・薬生食監発 1227 第１号）

＜厚生労働省　2022 年 12 月 28 日＞　https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T221228I0090.pdf

薬生食監発 1227 第１号
令和４年１２月２７日

各｛都道府県／保健所設置市／特別区｝衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
食品基準審査課長
食品監視安全課長

類又は誘導体として指定されている 18 項目の香料に関するリストについて

類又は誘導体として指定されている 18 項目の香料に関するリストについては、平成 21 年２月９日付け食安基発第 0209001 号・食安監発第 0209001 号、平成 24 年７月 30 日付け食安基発 0730 第４号・食安監発 0730 第２号、平成 25 年７月 25 日付け食安基発 0725 第１号・食安監発 0725 第１号及び令和元年 10 月 21 日付け薬生食基発 1021 第１号・薬生食監発 1021 第１号をもって通知しているところです。

このたび、「3-アセチル-2,5-ジメチルフランの取扱いについて」（令和４年４月 22 日付け薬生食基発 0422 第１号・薬生食監発 0422 第１号）を踏まえ 3-アセチル-2,5-ジメチルフランを 18 項目の香料の範囲から削除する等全般について見直しを行い、18 項目の香料の範囲に該当することを確認した品目を別紙のとおり取りまとめましたので、貴管下関係者に対する周知方よろしくお願いいたします。別添として新旧対照表を添付しますので、業務の参考に御活用ください。

なお、本通知は、令和５年１月１日から適用します。

3284 品目の表　　―書略―

****

[12] ***染毛剤***

◇「染毛剤添加物リストについて」の一部改正等について（令和４年 12 月 23 日薬生薬審発 1223 第８号）

＜厚生労働省　2022 年 12 月 26 日＞　https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T221226I0040.pdf

薬生薬審発 1223 第８号
令和４年１２月２３日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長

「染毛剤添加物リストについて」の一部改正等について

今般、「染毛剤添加物リストについて」（令和３年９月 30 日付け薬生薬審発 0930 第３号厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長通知）の一部を改正し、「染毛剤添加物リスト」（以下「リスト」という。）を別添のとおりとしましたので、下記にご留意の上、貴管下関係業者に対し周知方お願いします。

記

１　リスト中連番 1583「メチルロザニリン塩化物」を削除したこと。

２　令和３年９月 30 日付け薬生薬審発 0930 第３号厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長通知の別添中、連番 0119「アンモニア水（試薬）」の「英名」および「備考」、連番 0865「炭酸アンモニウム（試薬）」の「備考」、連番 0954「トコフェロール酢酸エステル」の「備考」及び連番 1814「りん酸水素二アンモニウム（試薬）」の「英名」の各欄について、それぞれリスト中連番 0119、連番 0865、連番 0954 及び連番 1813 の各欄のとおり改めること。

３　令和３年９月 30 日付け薬生薬審発 0930 第３号厚生労働省医薬･生活衛生局医薬品審査管理課長通知別添(以下「別添」という。）について以下のとおり訂正すること。

（１）別添中連番 1078「パラオキシ安息香酸メチル」の「規格コード」、連番 1222「３－プロパノール（試薬）」の「添加物の名称」及び「英名」の各欄について、それぞれリスト中連番 1078、連番 1222 の各欄のとおり訂正すること。

（２）別添中連番 0376「還元ラノリン」、連番 0886「チオキソロン」、連番 1143「２－（２－ヒドロキシ－５－メチルフェニル）ベンゾトリアゾール」、連番 1182「ｄ１－ピロリドンカルボン酸エチル」、連番 1213「部分水素添加スクワレン」、連番 1229「Ｌ（－）－プロリン（試薬）」、連番 1268「ポリアクリル酸アルキルエマルション」、連番 1425「ポリオキシエチレンポリオキシプロピレンデシルテトラデシルエーテル」、連番 1426「ポリオキシエチレンポリオキシプロピレントリメチロールプロパン」、連番 1427「ポリオキシエチレンポリオキシプロピレントリメチロールプロパン」、連番 1457「ポリオキシエチレンラウリルエーテル（８～10 Ｅ．Ｏ.）」、連番 1560「無水リン酸三ナトリウム」及び連番 1585「メトキシエチレン無水マレイン酸共重合体」の「英名」について、それぞれリスト中連番 0376、連番 0886、連番 1143、連番 1182、連番 1213、連番 1229、連番 1268、連番 1425、連番 1426、連番 1427、連番 1457、連番 1560 及び連番 1584 の「英名」に訂正すること。

４　今回削除された品目については、令和４年 12 月 31 日までは、染毛剤添加物リストに納められているものとみなすことができるものとすること。

****

[13] ***食品安全衛生関係***

◇令和３年度食品からのダイオキシン類一日摂取量調査等の調査結果について

＜厚生労働省　2022 年 12 月 28 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29699.html

厚生労働省では、我が国の平均的な食生活における食品からのダイオキシン類の摂取量を推計するため、従前より、国立医薬品食品衛生研究所を中心に調査を行い、その結果を公表してきたところです。今般、令和３年度の調査結果が取りまとまりましたので、お知らせいたします。

令和３年度調査における食品からのダイオキシン類の一日摂取量は、平均 **0.44 pg TEQ/kg bw/日**（範囲：0.15

～1.19 pg TEQ/kg bw/日）と推定され、日本における耐容一日摂取量（TDI） 4 pg TEQ/kg bw/日より低いものでした。一部の食品を過度に摂取するのではなく、バランスの取れた食生活が重要であると考えられます。

注

本調査は、厚生労働行政推進調査事業費補助金（食品の安全確保推進研究事業）「食品を介したダイオキシン類等有害物質摂取量の評価とその手法開発のための研究」（研究代表者：堤智昭　国立医薬品食品衛生研究所 食品部長）により実施されたものです。

令和３年度食品を介したダイオキシン類等有害物質摂取量の評価とその手法開発のための研究（概要）

１　目的

ダイオキシン類は焼却炉や産業廃棄物の野焼き等で生成することがある他、過去に使用されたポリ塩化ビフェニル等に由来するものがあること等が知られている。ヒトは主に食品を通じてダイオキシン類を摂取することが知られており、動物体内では脂肪に蓄積しやすく排泄されにくいこと、また、発がん性、催奇形性、免疫毒性の疑いがあり、内分泌攪乱作用により生殖障害を起こすおそれもあるなど、人体への影響が懸念されている。

本調査においては、平均的な食生活における食品からのダイオキシン類の摂取量を推定することを目的とする。

２　方法

ダイオキシン類一日摂取量調査　（トータルダイエットスタディ）

全国７地区８機関において、流通している食品を購入し、平成 26～28 年度の国民健康・栄養調査の地域別食品摂取量（1 歳以上）に基づき計量、調理した後、13 群の食品群ごとに混合し均一化したもの及び飲料水（合計 14 食品群）[注1]を試料としてダイオキシン類[注2]を分析し、国民の平均的な食生活におけるダイオキシン類の一日摂取量[注3]を算出した。

３　結果の概要

ダイオキシン類一日摂取量調査　（トータルダイエットスタディ）

食品からのダイオキシン類の一日摂取量は、0.44 pg TEQ/kg bw/日（範囲：0.15～1.19 pg TEQ/kg bw/日）[注4]と推定され、令和２年度（0.40 pg TEQ/kg bw/日（0.11～0.91 pg TEQ/kg bw/日））より 1 割ほど高い値であった。魚介類（10 群）からのダイオキシン類摂取量が全体の約 9 割を占めていた。摂取量推定値の最大値 1.19 pg TEQ/kg bw/日でも、日本における耐容一日摂取量（TDI：4 pg TEQ/kg bw/日）より低く、その 30%程度であった。

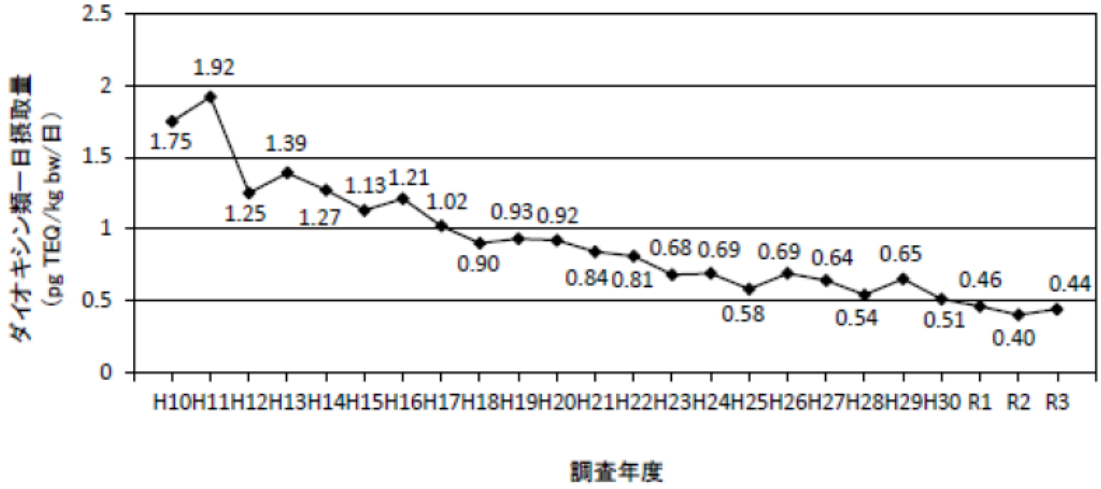

図 ダイオキシン類一日摂取量の全国平均年次推移

以上より、ダイオキシン類摂取量は経年的に減少傾向にあるが、過去の調査結果において一部の魚介類等からは依然として比較的高い濃度が検出されており、今後も調査を継続し動向を見守る必要があると考えられる。

注１　ダイオキシン類摂取量への寄与が大きい食品群（10 群（魚介類）及び 11 群（肉類、卵類））について 3 セットずつ試料を調製し、それ以外の群は 1 セットの試料を調製した。

注２　世界保健機構（WHO）により毒性等価係数が定められているポリ塩化ジベンゾ－パラ－ジオキシン（PCDDs）7 種、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDFs）10 種及びコプラナーPCBs（Co-PCBs）12 種の合計 29 種。

注３　毒性等量の算出にあたり、毒性等価係数はWHO 2005 TEFを用いた。
注４　日本人の平均体重を50 kgと仮定して換算。
【用語説明】
・ダイオキシン類：
ダイオキシン及びコプラナーPCBs

・ダイオキシン：
ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン（Polychlorinated dibenzo-p-dioxins／PCDDs）
ポリ塩化ジベンゾフラン（Polychlorinated dibenzofurans／PCDFs）

・コプラナーPCBs（Coplanar polychlorinated biphenyls／Co-PCBs）：
PCDDs及びPCDFsと類似した生理作用を示す一群のポリ塩化ビフェニル（PCB）類

・トータルダイエットスタディ：
人が通常の食生活において、食品を介して化学物質等の特定の物質がどの程度実際に摂取されるかを把握するための調査方法。トータルダイエットスタディには、「マーケットバスケット方式」と「陰膳方式」の2種類あり、本調査では「マーケットバスケット方式」を採用している。

・マーケットバスケット方式
広範囲の食品を小売店等で購入し、必要に応じて摂食する状態に加工・調理した後に分析し、食品群ごとの化学物質等の特定の物質の平均含有濃度を算出する。これに、特定の集団（例えばすべての日本人）におけるこの食品群の平均的な消費量を乗じることにより、食品群ごとに特定の物質の平均的な摂取量を推定する。この結果を全食品群について足し合わせることにより、この集団の特定の物質の平均的な摂取量を推定する。

・TEF（Toxic Equivalency Factor／毒性等価係数）：
ダイオキシン類は異性体により毒性の強さがそれぞれ異なっており、ダイオキシン類として全体の毒性を評価するためには、合計した影響を考えるための手段が必要であることから、最も毒性が強い2,3,7,8-TeCDDの毒性を1として他のダイオキシン類の毒性の強さを換算するための係数のこと。なお、今回は2005年にWHOで再評価されたTEFを用いている。

・TEQ（Toxic Equivalent／毒性等量）：
ダイオキシン類は通常、毒性強度が異なる異性体の混合物として環境中に存在するので、摂取したダイオキシン類の量は、各異性体の量にそれぞれのTEFを乗じた値を総和した毒性等量として表す。

・TDI（Tolerable Daily Intake／耐容一日摂取量）：
長期にわたり体内に取り込むことにより健康影響が懸念される化学物質について、その量まではヒトが一生涯にわたり摂取しても健康に対する有害な影響が現れないと判断される一日当たりの摂取量。
ダイオキシン類のTDIについては、1999年6月に厚生省及び環境庁の専門家委員会で、当面4 pg TEQ/kg bw/日（1日、体重1 kg当たり、4 pg TEQの意味。体重50 kgの人であれば、4 pg TEQ×50 kgで計算し、TDIは200 pg TEQとなる。）とされている。

◇<u>「食品衛生法施行規則の一部を改正する省令、食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件及び食品衛生法第13条第３項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質の一部を改正する件について」の一部訂正について</u>（令和４年12月21日生食発1221第１号）
＜厚生労働省　2022年12月22日＞　https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T221222I0040.pdf
生食発１２２１第１号

令和４年１２月２１日

各 ｛都道府県知事／保健所設置市長／特別区長｝ 殿

厚生労働省大臣 房
生活衛生・食品安全審議官

「食品衛生法施行規則の一部を改正する省令、食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件及び食品衛生法第 13 条第３項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質の一部を改正する件について」の一部訂正について

令和４年 10 月 26 日付け官報号外第 229 号掲載「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（令和４年厚生労働省告示第 318 号)」(以下「改正告示」という。）について、原稿誤りがあったところ、本日付け官報第 883 号に正誤が掲載され、改正告示の訂正が行われました。

訂正内容については、改正告示の官報掲載日である令和４年 10 月 26 日に遡及して適用されるところ、令和４年 10 月 26 日付け生食発 1026 第１号「食品衛生法施行規則の一部を改正する省令、食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件及び食品衛生法第 13 条第３項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質の一部を改正する件について」の内容について、下記のとおり訂正します。

記

箇所	正	誤
第２　適用期日 ２　規格基準告示関係 表＜告示の日から起算して１年を経過した日から適用する食品の残留基準値＞のアフィドピロペンの食品欄	乳	その他のスパイス（根又は根茎に限る。)、その他のスパイス及び乳

◇食品安全関係情報を更新しました

（最新４週間（令和４年 11 月５日～令和４年 12 月９日）の海外情報はこちらから）

＜内閣府食品安全委員会　2022 年 12 月 22 日＞

http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/search?year=&from=struct&from_year=2022&from_month=11&from_day=5&to=struct&to_year=2022&to_month=12&to_day=9&max=100

◇食品安全情報（化学物質）　No.26（2022)を掲載しました。

＜国立医薬品食品衛生研究所(NIHS)　2022 年 12 月 22 日＞

http://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/2022/foodinfo202226c.pdf

---

◇食品安全情報（化学物質）　No.1（2023)を掲載しました。

＜国立医薬品食品衛生研究所　2023 年１月６日＞

http://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/2023/foodinfo202301c.pdf

○別添　→ http://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/2023/foodinfo202301ca.pdf

・食品関連情報（食品中の化学物質に関する情報）

http://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/chemical/index-topics.html

「食品安全情報」(隔週刊)からトピックス抜粋の以下の項目が更新された。

○鉛について（2022 年 12 月更新)

○魚中のメチル水銀について（2022 年 12 月更新)

○ヒ素について（2022 年 12 月更新)

○硝酸塩/亜硝酸塩について（2022 年 12 月更新)

○パーフルオロアルキル化合物について（2022 年 12 月更新）
○クロロプロパノール類及びそのエステル類、グリシドールエステル類について
（2022 年 12 月更新）
○アクリルアミドについて（2022 年 12 月更新）
○グリホサートについて（2015 年 IARC 評価関連）／（2022 年 12 月更新）

****

[14] ***廃棄物関係***

◇繊維製品における資源循環システムの検討を開始します　　1 月 20 日
＜経済産業省　2023 年 1 月 13 日＞
https://www.meti.go.jp/press/2022/01/20230113001/20230113001.html?from=mj
「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令及び高圧ガス保安法施行令の一部を改正する政令」が閣議決定されました
https://www.meti.go.jp/press/2022/01/20230113003/20230113003.html?from=mj
改正の概要
液石法施行令においては、指定都市の長に係る報告の徴収及び関係行政機関への通報等、経済産業大臣の権限に属する事務の一部を指定都市においては指定都市の長が行うこと等を規定します。
高圧法施行令においては、高圧ガス保安法の適用を受ける液石法に規定する設備・施設に関する事務について、都道府県知事が行うという規定を削除し、指定都市においては指定都市の長が行うことを規定します。

◇「燃やすごみ」から「燃やすしかないごみ」に変更　4 月から分別方法も、京都・亀岡市
＜京都新聞　2023 年 1 月 15 日＞　https://www.kyoto-np.co.jp/articles/-/953179#
京都府亀岡市は 4 月 1 日から、家庭ごみの分別方法を変更する。紙や草木の区分を新たに設けるほか、プラスチックは容器包装以外も一括して集める。細分化でより資源化を進め、ごみの減量につなげる。
市では現在、埋め立てごみや容器包装プラスチックなど15区分で収集。一方、燃やすごみのうち13・3％は紙類が占めるなど、リサイクルができるのに廃棄されている場合も多い。有識者や市民らでつくる審議会で議論して変更を決めた。
新たに追加されるのは紙、草木、小型金属の3区分。紙は自治会やPTAなどによる集団回収を優先し「回収日に出しに行けないといった場合にだけ、市の回収を利用してほしい」（市資源循環推進課）とする。草木は落ち葉や剪定（せんてい）枝などのほか、木製の家具も太さ10センチ、長さ50センチ以下に限って出すことができる。
プラスチックは従来、容器包装以外は埋め立てごみだったが、全て「プラスチック」の区分で集める。スプレー缶は空き缶と一緒に回収する。
また「燃やすごみ」「埋め立てごみ」は、やむを得ないことを強調するため「燃やすしかないごみ」「埋め立てるしかないごみ」に名称を変更する。同課は「リサイクルできるものは可能な限り取り出したい」としている。

****

[15] ***環境安全関係***

◇産業系廃プラスチックの環境負荷評価（LCA）を公表
＜日本化学工業協会(JCIA)　2022 年 12 月 21 日＞ https://www.nikkakyo.org/news/page/9885
概要：産業系廃プラスチックの環境負荷評価（LCA）
まとめ
１）産廃プラの有効利用の評価結果
・産廃プラを出発原料とした現状の各種有効利用は、有効利用しない場合と比較し、いずれも環境負荷（エネルギー資源消費および CO２排出量）の低減効果が確認された。
・相対的に MR の環境負荷の低減効果は大きい結果が得られたが、それは出発原料が単一樹脂の PE 廃プラであり代替率を 100％としていることが要因である。仮に混合廃プラを出発原料とした場合にはその組成に応じて低減効果は下がるが、有効性は確保されると見込まれる。（報告書「プラスチック製容器包装再商品化手法およびエ

ネルギーリカバリーの環境負荷評価」（JaIME , 2019 年）参照）
・既存のリサイクル手法のブラッシュアップ、および今後の技術革新によるケミカルリサイクルの新しい手法（モノマー化等）の開発と実装で、更なる環境負荷の低減とプラスチック資源の循環利用を期待するところである。
２）カーボンニュートラル化における環境負荷評価への影響
エネルギー源の再生可能エネルギー化が進み、エネルギーの CO2 排出原単位を現在の 10%とした場合の評価を行ったところ、有効利用がもたらす CO2 排出量削減の効果は低減したが、一定程度効果は残った。炭素資源の循環利用は、カーボンニュートラルが実現した社会であっても必要であり、化学産業としては、再生製品の品質劣化を抑制し、炭素資源循環に資するケミカルリサイクルの研究開発を進めている。
３）カーボンバランスモデルの提案
今後の循環型社会形成、ゼロエミッション社会に向け、化学産業界としてプラスチック資源の新たな有効利用手法の開発とともに、炭素資源の循環型システム構築の完成度の評価及びシステム構成の変化のシミュレーション評価ができるようにしておく必要がある。今回、その一例として、複数のリサイクル処理手法の組み合わせによる社会全体への化石資源投入量（エネルギー利用と化学原料利用）の最小化を分析することを目的としたカーボンバランスモデルを提案した。今後の検証とブラッシュアップが期待される。

◇（仮称）浜松市沖洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見の提出について
＜環境省　2023 年 1 月 13 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_01031.html
---
◇2023 年度に実施予定の洋上風力発電に関するセントラル方式による調査対象区域を選定しました
＜経済産業省　2023 年 1 月 13 日＞
https://www.meti.go.jp/press/2022/01/20230113005/20230113005.html?from=mj
****
[16] ***調査、公募、意見募集等***
[公募、意見募集等]
◇「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二条第二項各号又は第三項各号のいずれにも該当しないと認められる化学物質その他の同条第五項に規定する評価を行うことが必要と認められないものとして厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が指定する化学物質の一部を改正する件（案）」に対する御意見の募集について
＜経済産業省・厚生労働省・環境省　2023 年 1 月 4 日＞
https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595222083&Mode=0
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/information/publiccomment.html
https://www.env.go.jp/chemi/kagaku/index.html

◇「経済産業省関係フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令(案)」並びに「フロン類の製造業者等の判断の基準となるべき事項の一部を改正する告示（案)」に対する意見公募
＜経済産業省　2022 年 12 月 26 日＞
https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595122103&Mode=0

◇「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（案）及び化学物質関係作業主任者技能講習規程の一部を改正する件（案）について（概要)」に関する意見募集について
＜厚生労働省　2022 年 12 月 26 日＞
https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495220297&Mode=0

◇労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令案に関する御意見の募集について
＜厚生労働省　2022 年 12 月 28 日＞
https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495220309&Mode=0

◇令和５年度地方公共団体における効果的な熱中症対策の推進に係るモデル事業の公募について
＜環境省　2023 年 1 月 13 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_01020.html

---

[公募結果、意見募集結果]

◇火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する告示の一部を改正する告示（案）に関する意見公募手続の結果について
＜経済産業省　2022 年 12 月 19 日＞
https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=595122071&Mode=1

◇「食薬区分における成分本質（原材料）の取扱いの例示リスト」の一部改正に関する意見募集の結果について
＜厚生労働省　2022 年 12 月 19 日＞
https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=495220198&Mode=1

◇「「労働安全衛生規則第五百七十七条の二第三項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるもの（案）」に関する意見募集について」に対して寄せられた御意見について
＜厚生労働省　2022 年 12 月 26 日＞
https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=495220199&Mode=1

◇「水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令案」に対する意見の募集（パブリックコメント）の実施結果について
＜環境省　2022 年 12 月 23 日＞
https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=195220043&Mode=1

◇「危険物の取扱いに係る業務の規程の審査要領」の一部改正案に関する意見募集の結果について
＜国土交通省　2022 年 12 月 19 日＞
https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=155221243&Mode=1

◇「航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示」及び関連通達の一部改正案に関する意見公募の結果について
＜国土交通省　2022 年 12 月 26 日＞
https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=155221231&Mode=1

◇「危険物船舶運送及び貯蔵規則」及び「船舶による危険物の運送基準等を定める告示」の一部改正に関する意見募集の結果について
＜国土交通省　2022 年 12 月 28 日＞
https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=155221026&Mode=1

◇港則法施行規則の危険物の種類を定める告示の一部を改正する告示案に関するパブリックコメントの募集結果について
＜海上保安庁　2022 年 12 月 28 日＞
https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=670000116&Mode=1

◇危険物積載船舶の停泊場所指定及び危険物荷役許可の基準の一部改正案に関するパブリックコメントの募集結果について
＜海上保安庁　2022 年 12 月 28 日＞

https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=670000117&Mode=1

[統計資料]

◇薬事工業生産動態統計令和４年10月分月報について

＜厚生労働省　2023年1月13日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=v1uS-RNvIzEGb1EtY

****

[17] *その他省庁発表*

◇令和４年 民間主要企業年末一時金妥結状況を公表します

＜厚生労働省　2023年1月13日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=P9sSeZPvo7GG78GtY

****

[18] *関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等*

[開催案内]

・薬事・食品衛生審議会　医薬品第一部会を開催します　　1月27日

＜厚生労働省　2023年1月13日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=M9cedZ_jr72K496hY

https://www.mhlw.go.jp/content/11121000/001035537.pdf

・第１回「再生医療・遺伝子治療の産業化に向けた基盤技術開発事業」中間評価検討会　　1月17日

＜経済産業省　2023年1月13日＞

https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/49107

1. 研究開発評価に係る委員会等の公開について
2. 評価の方法等について
3. 事業の概要について
4. 今後の予定

・原子力科学技術委員会　原子力研究開発・基盤・人材作業部会　「我が国の試験研究炉を取り巻く現状・課題と今後の取組の方向性について（中間まとめ）」

＜文部科学省　2023年1月13日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agoqadaj57iAaRbJ

https://www.mext.go.jp/content/20230113-mxt_genshi-000026962_1.pdf

・火山研究推進委員会（第５回）の開催について　　1月18日

＜文部科学省　2023年1月13日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agoqadaj57iAaRbL

1. 火山観測研究のフォローアップについて
2. その他

・防災科学技術委員会（第58回）の開催について　　1月20日

＜文部科学省　2023年1月13日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agoqadaj57iAaRbM

1. 防災科学技術政策の現状等について
2. 首都圏を中心としたレジリエンス総合力向上プロジェクト事後評価について
3. その他

・質の高い教師の確保のための教職の魅力向上に向けた環境の在り方等に関する調査研究会（第２回）配布資料　　1月16日

＜文部科学省　2023年1月13日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agoqadaj57iAaRbN

・NITE講座「蓄電池システムの安全性評価に関する講座」募集開始　　1月30日

＜製品評価技術基盤機構　2022年12月23日＞

https://www.nite.go.jp/gcet/nlab/nite-kouza_2022_nlab_00001.html

講座名：カーボンニュートラルを促進させる！蓄電池システムの安全性評価に関する講座

～リチウムイオン電池の基礎知識からNLABで出来る先端技術試験まで～

[開催記録、報告、資料等]

・第５回化学物質管理に係る専門家検討会　資料　　1 月 13 日
＜厚生労働省　2023 年 1 月 13 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=a49GLce79-XSu4j5Y
（１）　濃度基準値の単位について
（２）　混合物に対する濃度基準値の適用について
（３）　濃度基準値の検討（対象物質別の測定・分析手法の有無の確認を含む。）
（４）　その他
配付資料
資料１：濃度基準値の単位に関する文献等
資料２：混合物への濃度基準値の適用に関する文献等
資料３：濃度基準値設定対象物質リスト（令和４年度）
資料４：今回検討対象物質の物質別の初期調査結果（36 物質）
資料５－１：前回検討対象物質のうち再審議対象分の調査結果一覧　（５物質）
資料５－２：今回検討対象物質の調査結果一覧（36 物質）
資料６：労働安全衛生規則第五百七十七条の二第三項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるもの
・疾病・障害認定審査会（感染症・予防接種審査分科会、感染症・予防接種審査分科会新型コロナウイルス感染症予防接種健康被害審査部会）　　1 月 13 日
＜厚生労働省　2023 年 1 月 13 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=0zf-lX8DT11qAzhBY
・原子力科学技術委員会　原子力研究開発・基盤・人材作業部会　「我が国の試験研究炉を取り巻く現状・課題と今後の取組の方向性について（中間まとめ）」
＜文部科学省　2023 年 1 月 13 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agoqadaj57iAaRbJ
https://www.mext.go.jp/content/20230113-mxt_genshi-000026962_1.pdf
****

[19] ***その他***

◇インフルエンザ、感染症関係

・インフルエンザに関する報道発表資料
＜厚生労働省　2023 年 1 月 13 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=o0e05Q9zPy0ac0UxY
・インフルエンザの発生状況
＜厚生労働省　2023 年 1 月 13 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=-x_WvVcrZ3VCKxppY

・広島県で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（国内 58 例目）の遺伝子解析及び NA 亜型の確定について
＜農林水産省　2023 年 1 月 13 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/230113_4.html
・茨城県で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（国内 56 例目）の遺伝子解析及び NA 亜型の確定について
＜農林水産省　2023 年 1 月 13 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/230113_5.html
・宮崎県日向市で発生した高病原性鳥インフルエンザ（国内 44 例目）に係る移動制限の解除について
＜農林水産省　2023 年 1 月 13 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/230113_3.html
・新潟県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の持ち回り開催について
＜農林水産省　2023 年 1 月 13 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/230113.html
---

◇新化学物質、化学物質新利用技術等

・欧州最大のレアアース鉱床、スウェーデンで発見
＜時事ドットコム　2023 年 1 月 13 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=20230113043979a&g=afp
　スウェーデンの国営鉄鉱石会社ＬＫＡＢは１２日、欧州最大のレアアース（希土類）鉱床を同国北部で発見し

たと発表した。欧州のレアアースの中国依存を軽減できると期待が高まっている。

同社が採掘権を所有する鉄山のすぐ隣で発見された鉱床には、１００万トン以上のレアアース酸化物が含まれるという。

埋蔵量は欧州最大とされるが、世界的には大規模とは言えず、米地質調査所（ＵＳＧＳ）による世界の推定埋蔵量１億２０００万トンの１％にも満たない。

欧州連合（ＥＵ）の行政執行機関、欧州委員会の２０２１年の統計によると、ＥＵ域内で使用されているレアアースの９８％は中国から輸入されている。ＥＵは加盟国に対し、独自の採掘能力を高めるよう促していた。

スウェーデンは今年、ＥＵの輪番制の議長国となっており、これに合わせて欧州委員会の代表団が訪問した際に今回の発表が行われた。

スウェーデンのエバ・ブッシュエネルギー・デジタル開発相は会見で「ＥＵはこんにち、こうした原料を他国に依存しすぎている」と述べ、特にロシアと中国の名前を挙げた。「これを変えなければならない。われわれ自身が（グリーンエネルギーへの）移行に必要な原材料の供給について責任を持たなければならない」とも語った。

********** 以上 **********